

## 平成30年度農地等利用最適化推進施策に関する意見

初めに、今年7月の大雨では2年前をはるかに上回る農地・農作物の被害が生じましたが、農地復旧等のための補正予算案を速やかに御提案いただき、先般の旭川市議会において議決いただきましたことに厚くお礼申し上げます。引き続き必要に応じた復旧対策や被災農家への支援をお願いするとともに、近年の異常気象による農業被害を予防するため、国、道と連携し、その対策に取り組まれますことを希望いたします。

さて、農業を巡る情勢では、米国が抜けた11か国のTPP交渉が妥結し2番目の批准国となった日本が、今度はEUとの経済連携協定にも署名し来年の発効を目指し手続きが進められています。さらに、米国との間では物品貿易協定の締結に向けた新たな2国間交渉の開始が合意されたところです。これらの動きは、国内では生産コストが低いとされる北海道であっても深刻な問題であり、農業の将来がどうなるか不安が尽きない状況にあります。

一方で、本市の農業・農村においては、高齢化、離農などにより担い手への農地集積が一層進んできております。一部の担い手農家では、近隣農家の離農等により作付面積が限度を超えた規模になっており、作業が間に合っていない状況も見受けられます。こうした状況は、今後ますます増えることが予想されるため、早急な対策が必要となっております。

農業経営の大規模化を進めるに当たっては、GPSなどの情報通信技術の活用、大型圃場への早急な整備等が求められます。

また、近年増加している鳥獣被害については、個々の対応ではなく、行政において捕獲から処分まで一貫した処理体系の構築を期待するものです。

当農業委員会は、農業者の代表機関として、厳正なる所掌事務の遂行と担い手対策や農地の流動化などの実践活動を積極的に進めてまいりますので、旭川市におかれましても、これら意見に基づいた施策の推進をお願いするとともに、国及び道に対する要望等につきましても特段の御配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見を提出いたします。

平成30年10月17日

旭川市長 西川将人様

旭川市農業委員会  
会長 浅沼博実

## 1 大雨被害の復旧・対策

今年7月の記録的な大雨による本市の農業被害は、その被害面積や被害額において、2年前の台風による被害を大きく上回るものと見込まれる。これら一連の被害は、農業者の生活に直結する大きな問題であり、さらに来年度以降の耕作・営農にもその影響が心配される。

また、近年全国的に続発している大雨や酷暑などの異常気象は、将来の本市の農業に大きな不安を感じさせるものとなっている。

安定した農業基盤の確立のためには、まず大雨等の災害に対する万全な備えの必要性を強く感じており、今回の大雨被害の対応に加え、今後の対策について次のとおり提案する。

### (1) 被災農地の早急な復旧について

来年度の耕作に支障を来さないよう、流入した土砂の除去や表土流出への対応など被災した農地の早急な復旧に努めること。

また、被災農地の復旧工事実施に当たっては、実施の時期や工法等について、農業者を含めた現場の判断を重視して進めること。

なお、今後災害が発生した際にも、生産力回復に向けた事業の実施と予算の確保、被災農家の負担軽減措置を行うこと。

### (2) 被災農家の支援について

農作物や農業施設等の直接的な被害に対し必要な支援を行うこと。

また、必要に応じ来春以降の作付体系の回復に向けた経営・技術・資金等の支援を行うこと。

### (3) 大雨等に対する対策強化について

今回の被害は、河川の氾濫によるものを主として、2年前の被害地と同じ箇所が発生している。今後このような被害が繰り返し発生しないよう、同箇所を中心に河川の堤防強化等の根本的な河川改修に向けて、河川管理者及び地域住民と連携して取り組んでいくこと。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化

本市の担い手への農地集積率は、平成30年3月現在88.41%となっており、全国平均の55.2%を大きく上回っている。しかし、一方で高齢化や農業者人口減少に伴って経営の大規模化がますます進行しており、慢性的な労働力不足と現役農家への負担増が大きな問題となっている。

このため、農作業の省力化、効率化に向けたICT化や自動運転技術の導入等、スマート農業を促進するとともに、労働力確保に対する支援施策の充実、更には農地の大区画化に向けた基盤整備事業等について、より一層スピード感を持って推進していく必要がある。

10年後、20年後を見据え、次世代の担い手育成や農業の効率化を促進し、農業が魅力ある産業であるよう引き続き施策を講じていかなければならない。

### (1) 農業の大規模化と労働力不足への対応

ア 農作業の省力化のためのICT化・自動運転化については、これらの技術の進展を常に注目しつつ農業への利用に向けた調査研究を行うとともに、機械の導入に係る費用負担軽減のため、助成・融資等の支援について制度の拡充を図ること。

イ 農繁期の労働力不足の解消を目的として、平成27年度から農業ヘルパー制度が導入されているが、労働力不足は依然として続いている。今後も、より効率的な人材確保の手法確立に向け同事業の見直しを行うなど、労働力確保を促進する施策について重点的に進めること。

ウ 障がい者の農業派遣（農福連携）については、園芸作物をはじめとして、派遣先の拡充を図ること。

### (2) 農地整備事業について

ア 旭東地区国営緊急農地再編整備事業の速やかな進展を引き続き国に要望すること。

また、工期中の休耕、撤去後のビニールハウス建て直し等に係る助成や融資制度の整備等について、格別な配慮を図ること。

イ 旭正地域等の道営農地整備事業の速やかな進展について北海道に要望すること。

ウ 使いやすい圃場整備のため、市独自の小規模な基盤整備事業について推進すること。

### 3 遊休農地の発生防止・解消

平成30年3月現在の本市の遊休農地率は0.12%で、全国と比較しても低い水準にあるが、農業者人口は年々減少しており、担い手の大規模化も相まって農地の受け手不足による耕作放棄地の増加も懸念される。

特に中山間地域等の耕作条件が不利な農地を維持することは、将来に向けた農業生産力と農村環境の保全を図る上で非常に重要だが、地域農業者にとって費用や労力の面で多大な負担が問題となっている。

#### (1) 耕作不利地の対策について

中山間地域等の条件不利地については、遊休化した農地復活に係る補助等、重点的な支援を講じるとともに、中山間地域等直接支払制度の活用促進を図ること。

#### (2) 農地中間管理事業について

中間管理機構が借り手のない農地や遊休化した農地を借り受けないケースがあるが、当初の理念どおりこれらの農地を受け入れるよう要望すること。

## 4 新規参入の促進

農業者の高齢化等により、今後の農業の担い手不足が懸念されている。このため、新規就農者を増加させることが重要な課題となっている。

また、担い手不足を解消し地域農業を維持する上で、新規参入だけではなく後継者対策も重要である。

意欲ある若者の新規参入や、農業後継者の確保等、農業の将来を背負う若者の育成に関し、特に重点的な取組を求める。

### (1) 農業後継者等の育成について

ア 農業後継者が農業系の大学や専門学校へ就学する場合の助成や、各種研修への参加等に係る支援の更なる拡充を図ること。

イ 今後予想される大規模経営等には、海外の農業経営の知見が大変参考となると思われる。このため、意欲ある若手農業者の海外派遣研修が有効であり、助成制度等を検討すること。

ウ また、今後は、土地利用型等の大規模経営を受け継ぎ、支えていくための農業後継者及び新規就農者の育成支援に重点を置くこと。

### (2) 施設野菜による新規参入の促進について

施設園芸栽培において、共同施設の整備や資材等に対する助成・支援により、野菜の品質向上や収量の安定確保、生産効率の向上や労働負担の軽減等を図り、新規就農者をはじめとした参入促進につなげる

こと。

## 5 その他農業施策に関すること

農業者が長期的展望を持って安心して農業に取り組むためには、農業者のニーズにマッチした施策が必要であるとともに、市の施策等を農業者に発信し情報を共有する必要がある。

過去の建議においても度々取り上げてきた鳥獣被害への対策については、農業者の切実な願いであり、抜本的な対策が期待される。他にも6次産業化や農産品のPR、グリーンツーリズム等都市と農村の交流によるビジネスチャンスの創出など重要な取組があるが、特に喫緊の課題について取り上げ、意見を提出する。

### (1) 鳥獣被害対策について

ア シカ等鳥獣の被害が後を絶たないため、より効果的な捕獲・駆除の検討及び予防対策の強化を行うこと。

イ 捕獲したシカの解体作業が農業者の大きな負担となっており、シカを駆除した場合の補助金の申請についても手続きが大変である。

捕獲から解体処理までの一連の手続きについて、農業者の負担軽減につながる仕組みを構築すること。

### (2) 市の農業施策について

ア 農業者、農業団体、行政が連携し、改めて市内地域ごとの農業の特性を活かしたブランド戦略に取り組み、本市の農畜産物の高付加価値化と販売力の強化を図ること。

イ 国等の支援事業及び本市の農業施策の内容について、一般の農業者が知る機会が少ない。個々の農業者に広く均等に伝わるよう情報発信の強化を図ること。

また、市の年度ごとの重点的な施策について明確にすること。

ウ 本市の地域が新たに中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域として交付を受けることとなった場合においても、市の農業関連予算の十分な確保に努めること。

### (3) 種子法の廃止について

種子法が廃止され、北海道において種子法に代わる条例が制定される見込みと聞いているが、種子法廃止により本市の農業に悪影響が出ないよう動向を注視しながら、適正な条例の制定を求めていくこと。